

別紙4（セキュア・リモートアクセスの規定）

第1条（本サービス規定の適用）

セキュア・リモートアクセスの規定は、基本サービスとしてサービスメニューセキュア・リモートアクセスが提供される利用契約に対して適用されます。

第2条（サービスの制限）

セキュア・リモートアクセス（ただし、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレスを除く）は契約者が Master' sONE IP-VPN、Ether-VPN およびセキュア・リモートアクセスのうちセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスの利用契約（以下、本契約）を締結している場合に限り、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供いたします。セキュア・リモートアクセスのみの利用申し込みは出来ません。

2 契約者は、本サービスを申し込んだことにより、モバイル接続サービス利用規約を承諾し、モバイル接続サービスを申し込んだものとみなされます。

3 本サービスで利用する SIM カードは、利用契約と同時に成立したモバイル接続サービス利用契約に基づき提供されたものに限定されます。

4 セキュア・リモートアクセスは、契約申込時に契約者が指定した Master' sONE サービスでのみ使用することができるものとします。

5 本契約が解除された場合は、一切のセキュア・リモートアクセスが解除されるものとします。

6 本条2項は、セキュア・リモートアクセスのうち、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレスには適用されません。

第3条（利用 IP アドレス）

契約者が本サービスで利用出来る IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレス、もしくは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ（JPNIC）等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第4条（サービスの利用）

セキュア・リモートアクセスは契約者が契約者の端末とリモート接続用機器、もしくはインターネットへ接続してデータ通信を行うサービスです。

2 常時接続、最高速度及び帯域については保証しません。

3 セキュア・リモートアクセスは契約者の社内ネットワークでの利用に限ります。

第5条（ユーザ ID）

当社は、契約者からの申請に基づいて PPP 認証に必要な1つのユーザ ID、及び、ネットワークパスワードを定めま

す。

2 契約者は、前項のユーザ ID を同時に複数使用してセキュア・リモートアクセスを利用することはできません。

3 契約者は、第1項のユーザ ID 以外を使用してセキュア・リモートアクセスを利用することはできません。

4 第1項のネットワークパスワードを連続して5回誤用した場合は、対応する第1項のユーザ ID は使用できなくなる場合があります。

5 サービス識別子は当社指定となります。

6. ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、およびセキュア・インターネット VPN-ワイヤレスでは、第1項のネットワークパスワードは当社が定めるものとし、契約者にはこれを通知しません。

第6条 (リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の提供)

au 接続サービス、IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュアインターネット VPN-ワイヤレス接続サービスで利用するリモート接続用機器及びネットワーク接続装置は当社からのレンタル提供とします。当社以外から提供された機器での接続はできません。

2 当社は1つの利用契約につき1台のリモート接続用機器及びネットワーク接続装置をレンタルします。

3 リモート接続用機器及びネットワーク接続装置は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

第7条 (リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の引渡し)

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置を送付します。

2 リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の引き渡しは、契約者がリモート接続用機器及びネットワーク接続装置を受領したことにより完了とします。引き渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

第8条 (リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の保証)

当社は引き渡し時においてリモート接続用機器及びネットワーク接続装置をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にてリモート接続用機器及びネットワーク接続装置を修理又は交換します。

2 契約者がリモート接続用機器及びネットワーク接続装置の引き渡しを受けた日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置は正常に機能するものとみなします。

第9条 (リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の保証期間)

リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第10条で規定する修理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。

2 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。

3 保証期間終了前に第13条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第10条 (リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の修理及び交換)

当社は保証期間内において、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず故障した場合には、当社負担でリモート接続用機器及びネットワーク接続装置の修理もしくは交換を行います。

ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担とします。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷

- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項に定める場合契約者負担の場合の費用については、当社から発送する代替機の初期費用額を端末損害金（以下、「端末損害金」とします）とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期費用額が適用されます。また、リモート接続機器（SIM カード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約の規定が適用されます。

第 1 1 条（リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の滅失等）

リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置がある場合には、通知後、速やかに当社にリモート接続用機器及びネットワーク接続装置を送付するものとし、当社は、当該リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の代替品を速やかに発送いたします。当社からの代替品到着後、28 日以内に契約者からの機器送付が行われない場合、当該リモート接続用機器及びネットワーク接続装置は滅失したものとみなします。

2 契約者は、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとし、

3 リモート接続用機器が代替品に変更される場合、リモート接続用機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知いたします。

4 リモート接続用機器の代替品は同一機種に限るものとし、別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとし、ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第 1 2 条（リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の返却）

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にてリモート接続用機器及びネットワーク接続装置を 14 日以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとし、なお、そのときの返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が滅失したものとみなし、第 1 1 条（リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の滅失等）第 2 項の規定が適用されます。

3 第 1 項その他の規定により端末機器の返却を求められているにもかかわらず、期日までに契約者が当社に端末機器の返却しなかったことにより滅失とみなされた場合は、その後の当該端末機器に関する管理、処分その他すべての責任を契約者が負うものとし、当社は当該端末機器について、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとし、

第 1 3 条（リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の提供の終了）

当社は、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとし、

2 提供終了の通知にあたり、当社は、リモート接続用機器及びネットワーク接続装置の取扱として、次のいずれかを指定できるものとし、契約者は当社が指定した取り扱い方法のいずれかを選択するものとし、

- (1) 第 1 2 条に基づき、契約者は当社にリモート接続用機器及びネットワーク接続機器の返却を行う。
- (2) 当社は 接続用機器及びネットワーク接続装置を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

（この場合、当社は譲渡対象のリモート接続用機器及びネットワーク接続装置について、品質の保証、トラブル、

第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。)

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

(契約に関わる諸費用は契約者負担となります)

3 契約者は提供終了日までにいずれかを選択するものとします。なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第14条 (責任分界点)

利用規約第5条第2項に定める責任分界点は、次のとおりとなります。

- (1) リモートクライアント接続サービス、NCS IP PrivateService ダイアルアップクライアント接続サービス、SuperEBN リモートクライアント接続サービスでは、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。
- (2) AIR-EDGE 接続サービスでは、当社と当該電気通信事業者とは、当社が設置するネットワーク接続装置と当該電気通信事業者の設置するネットワーク接続とを接続するものとし、当社の責任分界点は当社の設置するネットワーク接続装置とします。
- (3) 「FOMA」接続サービスでは、当社と当該電気通信事業者とは、当社が設置するネットワーク接続装置と当該電気通信事業者の設置するネットワーク接続とを接続するものとし、当社の責任分界点は当社の設置するネットワーク接続装置とします。
- (4) au 接続サービス契約では、当社が提供するリモート接続用機器は当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供するリモート接続用機器までとします。
- (5) IP-WARP 接続サービスでは、リモート接続用機器までとします。また、インターネット部分に関しては対象外とします。
- (6) ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、およびセキュアインターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは、当社が指定する提供するネットワーク接続装置は当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供するネットワーク接続装置までとします。
- (7) プロトコルフリー型接続サービスでは、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。
- (8) データコネクタ接続サービスでは当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とします。
- (9) iモードCUG接続サービスおよびiモードGW接続サービスは、当社とiモード網との接続は、当社が設置するネットワーク接続装置とNTT ドコモのiモード接続サービスとを接続するものとし、当社の責任分界点は、当社の設置するネットワーク接続装置までとします。

第15条 (各サービスメニューの提供条件)

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
リモートクライアント接続サービス	
NCS IP PrivateService ダイアルアップクライアント接続サービス	1 電話回線もしくはISDN回線のご契約が必要です。
SuperEBN リモートクライアント接続	2 ユーザIDは、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。

サービス	
AIR-EDGE 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ソフトバンク株式会社が提供する AIR-EDGE のご契約が必要です。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 AIR-EDGE 接続サービスを利用できる旧株式会社ウィルコムサービス種類は当社が指定します。
「FOMA」接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社 NTT ドコモが提供する「FOMA」のご契約が必要です。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 「FOMA」を利用できる株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのサービス種類は当社が指定します。
au 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社経由で、KDDI 株式会社が提供する au のご契約が必要です。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 au を利用できる KDDI 株式会社のサービス種類は当社が指定します。
IP-WARP 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 タイプ 1、タイプ 2、タイプ A およびタイプ+MR はインターネット回線のご契約が必要です。 2 タイプ 3、タイプ 4、タイプ F はインターネット回線を当社経由で提供いたします。 3 タイプ 1、タイプ 2 およびタイプ A は利用するプロバイダによって、本サービスが利用できない場合があります。
プロトコルフリー型接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネット回線もしくは携帯電話のご契約が必要です。 2 モバイル付加機能「機体認証サービス」を利用する場合は、以下の提供条件が追加となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付加料金の加算 (2) 最低利用期間の設定 (3) 最低契約 ID 数の設定
ワイヤレス VPN 接続サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 「FOMA」を利用できるワイヤレス VPN 接続サービスは当社が指定します。 2 WAN 側に付与される IP アドレスは当社指定のものとなり、契約者の指定ができないものとします。アドレスブロックは、契約者が指定した「ご利用想定数」をもとに当社が割り当てを実施いたします。IP アドレス及びアドレスブロックは、別途当社の指定する方法により通知いたします。 3 アドレスブロックの大きさは契約者の利用状況により、当社にて変更します。変更した場合には別途当社の指定する方法により通知いたします。 4 契約者のパソコンと当社より提供するネットワーク機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。 5 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の

	<p>締結が必要です。</p> <p>6 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうちデータ通信 SIM カードが利用できます。</p>
セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービス	<p>1 「Xi」を利用できるセキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスは当社が指定します。</p> <p>2 WAN 側に付与される IP アドレスは当社指定のものとなり、契約者の指定ができないものとします。アドレスブロックは、契約者が指定した「ご利用想定数」をもとに当社が割り当てを実施いたします。IP アドレス及びアドレスブロックは、別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>3 アドレスブロックの大きさは契約者の利用状況により、当社にて変更します。変更した場合には別途当社の指定する方法により通知いたします。</p> <p>4 契約者のパソコンと当社より提供するネットワーク機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。</p> <p>5 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。</p> <p>6 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうちデータ通信 SIM カードが利用できます。</p>
ワイヤレスイーサ接続サービス	<p>1 「FOMA」を利用できるワイヤレスイーサ接続サービスは当社が指定します。</p> <p>2 契約者のパソコンと当社より提供するネットワーク機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。</p> <p>3 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。</p> <p>4 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうちデータ通信 SIM カードが利用できます。</p>
データコネクト接続サービス	<p>1 ひかり電話のご契約が必要です。</p>
i モード CUG 接続サービス i モード GW 接続サービス	<p>1 当社経由で、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する「FOMA」の契約が必要です。</p>

第 16 条（セキュア・リモートアクセスモバイル付加機能（PPP_Plus）の制限）

本付加機能は契約者が本契約を締結している場合に限り提供します。本付加機能のみの利用申込はできません。

第 17 条（セキュア・リモートアクセスのモバイル付加機能（PPP_Plus）の提供条件）

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 ワンタイムパスワード用アクセスポイント設定が必要となります。 4 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
発信番号アクセスサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 ユーザ ID に対し最大 3 番号を指定していただきます。 2 アクセス回線は ISDN/PHS/携帯電話に限ります。 3 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 4 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
認証時固定 IP アドレス付与サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 2 ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
強制切断サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 別途特約を締結いただきます。 2 10 分単位で強制切断時間を指定していただきます。 3 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
無通信時間監視サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 10 分単位で無通信切断時間を指定していただきます。 2 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
DNS アドレス付与サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 プライマリ DNS、セカンダリ DNS 各 1 つとします。 2 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
ワンタイムパスワード用アクセスポイント設定	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワンタイムパスワードアクセスサービスを併用いただきます。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 IP-WARP 接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュア・インターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
指定プールアドレス設定サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 2 IP-WARP 接続サービス、プロトコルフリー型接続サービス、プロトコ

	ルフリー型接続サービス、ワイヤレス VPN 接続サービス、ワイヤレスイーサ接続サービス、セキュアインターネット VPN-ワイヤレス接続サービスでは利用できません。
--	---

第 18 条（モバイル付加機能（セキュアリモートアクセス（プロトコルフリー接続型サービス））の制限）

本付加機能は契約者がプロトコルフリー型接続サービス契約を締結している場合に限り提供します。本付加機能のみの利用申込はできません。

第 19 条（モバイル付加機能（セキュアリモートアクセス（プロトコルフリー接続型サービス））の提供条件）

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。
DNS アドレス付与サービス	1 プライマリ DNS、セカンダリ DNS 各 1 つとします。
機体認証サービス	1 利用端末 1 台につき、証明書 1 枚をインストールいただきます。
アクセスフィルタサービス	1 最大 10 ポリシを指定していただきます。

第 20 条（技術的事項）

「Master' sONE サービス仕様書」の通りとします。